令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　氷見市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	８７．２％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	９６．１％
全職員	８０．０％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	１００．４％
本庁課長相当職	９５．４％
本庁課長補佐相当職	９６．９％
本庁係長相当職	９８．４％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	８５．４％
３１～３５年	９２．７％
２６～３０年	９６．４％
２１～２５年	８９．４％
１６～２０年	８４．０％
１１～１５年	８９．２％
６～１０年	８８．７％
１～５年	９７．４％

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。ただし、他団体からの派遣職員は派遣元の勤続年数を通算している。

【説明欄】

・フルタイム勤務での平均給与額を算定して比較するため、フルタイム勤務でない「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の給与額をそれぞれの勤務時間数に応じてフルタイム勤務に換算している。
・女性の割合が高い会計年度任用職員は、「任期の定めのない常勤職員」に比べ給与水準が低く、女性全体の給与総額を押し下げるため、全職員では男女の給与の差異が大きくなっている。
・「任期の定めのない常勤職員」では、扶養手当や住居手当を世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は９２．７％、住居手当の受給者に占める男性の割合は７２．０％であるため、男性の平均給与額を押し上げている。